毎週 火曜日・金曜日 (祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大

分 県

編集 株明文堂印刷

(定価 箇年 三万八千八百八十円)

めるくじを行う場所及び日時...... 行うことの決定…… 務を行う場所...... 大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事 印の方法……………… 大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押 土地改良法による換地計画の決定及び縦覧 大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定 大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時…………… 大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における開票の事務を選挙会の事務に併せて 大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任 大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における政治活動用ポスターの確認の方法…… 大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙において選挙運動に従事する者に対し支給す 大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印……三 Ħ 選挙管理委員会告示 示 次 (県営事業) 平 Ŧi. 第二八八二号 成二十 月 + 九 九年 \exists 曜 日) (金 효 四 四 四 Ė. 五 应 四四 \equiv 定非営利活動法人の設立の認証申請があった 意見書の提出があったので、 大分県告示第三百八号 Ŧi. 四 大分県告示第三百七号 開発行為の完了……… 基本測量の実施…………………………………………………………………………………五 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 運営に関する事業、観光振興、地域活性化を目的とした講演、イベント等の企画及び運営 に関する事業等を行い、鉄輪温泉の発展及び地域の活性化に寄与することを目的とする。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により次のとおり 代表者の氏名 申請のあった年月日 平成二十九年五月十九日 申請に係る特定非営利活動法人の名称 平成二十九年五月一日 この法人は、広く一般市民に対して、鉄輪温泉とその周辺地域の公共施設等の管理及び 特定非営利活動法人 平成二十九年五月十九日 大規模小売店舗の名称及び所在地 定款に記載された目的 別府市大字鉄輪二百九十六番地 主たる事務所の所在地 (仮称) ドラッグストアモリ日田日ノ隈店 〇 告 鉄輪温泉繁栄会 同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。 示 大分県知事 大分県知事 第十条第一項の規定により、次のとおり特 広 広 瀬 瀬 勝 勝

貞

平成二十九年五月十九日

大分県報

貞

区域を変更する。 大分県告示第三百十号 同法第八十七条第五項の規定により、 中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する 四 に知事に対し審査請求をすることができる 大分県告示第三百九号 日田地区夕川工区 道路法 その関係図面は、 土地改良法 2 1 3 2 4 1 意見書の提出者 意見の概要 平成二十九年五月十九日 関係書類の縦覧 日隈こども園園長 社会福祉法人地の塩会 その他 縦覧場所 平成二十九年五月十九日から同年六月十九日まで 縦覧期間 防災・防犯対策への協力 歩行者の通行の利便の確保等 駐車需要の充足等交通に係る事項について H 大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局 利害関係人で異議のあるものは、 [田市大字庄手字村前百七十八番 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路 地 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営 区 平成二十九年五月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え 壁村 名 理事長 次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。 Ш 津 縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内 平平 和子 外 大分県知事 九九 縦 覧 六 五 · 一 期 広 八まで 間 瀬 日 田 市役所 縦覧場所 勝 貞 及び路線名道路の種類 崎停車場線 県道床木海 及び路線名道路の種類 置 区域を変更する 大分県告示第三百十一号 置 道路法 その関係図面は、 いて一般の縦覧に供する。 いて一般の縦覧に供する。 平成二十九年五月十九日 平成二十九年五月十九日 (昭和二十七年法律第百八十号) 三一五一番二まで 越一一三三番五地先から 佐伯市大字海崎字森ノ下 宇佐市院内町羽馬礼字下平桜四五八番四から宇佐市院内町羽馬礼字片 三一五一番二まで佐伯市大字海崎字森ノ下越一一三三番五地先から 三一五一番二まで佐伯市大字海崎字森ノ下 越一一三三番五から 佐伯市弥生大字床木字 佐伯市弥生大字床木字 、平二八八番五まで 平成二十九年五月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え 区 区 間 間 元 前 後 別区域変更 前 後 別区域変更 前 後 前 第十八条第一項の規定により、 大分県知事 大分県知事 В Α В Α -七八· 八· 二-☆ 六・○ 七八・〇 敷地 敷地の幅員 一 〜 七 四 六 メート メート 0) 福員 広 広 五. i 瀬 瀬 延 延 八二五 一五六・〇 一五六・〇 次のように道路 七八・〇 メート メート 長 長 勝 勝 $\overline{\cdot}$ う分地すに係は及上 。をのる表図、び記 い区敷示面関BA すに係は及上 る表図、び記 敷示面関 B A 備考 備考 貞 貞 0)

新型原目対策を形式と表目対策に関する。			- 第 2
平戊二十九手丘月二十八日孰亍のた分県義会義員豊爰高田市選挙ヹ甫疋選挙こ用ゝる不玍	人 人	選挙すべき、義員の效	一二、選挙
大分県選挙管理委員会告示第二十三号	日	召 平成二十九年五月二十八日	一 選挙期日
	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	大分県選挙管	
五 点字投票用紙に表示する選挙の種類の点字は、「けんぎほけつ」とする。		平成二十九年五月十九日	平成二
を押す方法によることもできる。)とする。	行する。	後高田市選挙区補欠選挙を次のとおり執行する。	後高田市選
四 点字投票である旨の表示は、その旨を印刷しておく方法(ただし、印刷にかえて印章	(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項の規定による大分県議会議員豊		公職選挙法
分県選挙管理委員会之印」は、		大分県選挙管理委員会告示第二十一号	大分県選挙
二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。 一 用紙は白色とし、赤色のインクで印刷する。	具会告示	○選挙管理委員会告示	
備考			
i (K)	ででは市安心院町楢本字二多田一○一○番二まは平二九・五・二一字佐市安心院町楢本字菜園二三二二番五から		一般国道五〇〇号
:	用 開 始 区 間 供用開始年月日	及び路線名供	道路の種類
	大分県知事 広 瀬 勝 貞		
か名		平成二十九年五月十九日	平成
		て一般の縦覧に供する。	置いて一郎
	その関係図面は、平成二十九年五月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え	図面は、平成二十九年五月十	その関係
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。		する。	供用を開始する。
一候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 大挙員	')第十八条第二項の規定により、次のように道路の	(昭和二十七年法律第百八十号)	道路法
注意が		大分県告示第三百十二号	大分県告三
大分県諺会謀員豊後高田市選挙区補久選挙书票 県 理 之 県 理 之			
でする。「「は、そう」には、「「は、ないでは、ないでは、ないでは、「「は、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで	F S 九·八	ノ平二八四番三地先まで宇佐市院内町羽馬礼字下	
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	四 九 ・八	平桜四五八番九から宇佐市院内町羽馬礼字片	
平成二十九年五月十九日用紙の様式を次のとおり定めた。	1		- 1
平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙に用いる投票	B 四九・八 五一・三 う。	宇佐市院内町羽馬礼字下一平桜四五八番九から	九重線 忠良
大分県選挙管理委員会告示第二十二号	地の区	宇佐市院内町羽馬礼字片	

平成二十九年五月十九日

者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。

大分県報 (告示・選管委告示)

年五月十九日	平成二十九年五	二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額
挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。	挙長が候補者の届出	2 超過勤務手当 一日につき1の額の五割
平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙において、選	平成二十九年五月	1 基本日額 一万円
委員会告示第二十八号	大分県選挙管理委員	二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額
······································	}	6 茶菓料 一日につき五百円
]	5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円
豊後高田市上香々地三二八一番地二 土 谷 恒 男	選挙長職務代理者	4 宿泊料(食事料二食分を含む。) 一夜につき一万二千円
豊後高田市中真玉五二五一番地一 山田 敏 美	選挙長	3 車 賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
子 子		2 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
所	菜	1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣		選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
华五月十九日	平成二十九年五	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。	長及び選挙長職務代	平成二十九年五月十九日
平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における選挙	平成二十九年五月	定めた。
委員会告示第二十七号	大分県選挙管理委員	支給することができる者に限る。)に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	}	る者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十七条の二第二項の規定により報酬を
•	検印をもって行う。	する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事す
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣		挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用
年五月十九日	平成二十九年五	平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙において、選
の確認の方法を次のとおり定めた。	活動用ポスターの確	大分県選挙管理委員会告示第二十五号
平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における政治	平成二十九年五月	
委員会告示第二十六号	大分県選挙管理委員	大分県選挙管理委員会の印の刷込み式
·	}	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
津記のために使用する者 一日につき一万五千円	4 専ら要約筆記	平成二十九年五月十九日
連訳のために使用する者 一日につき一万五千円	3 専ら手話通訳	者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。
日につき一万五千円	する者 一日に	平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙に用いる不在
専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用	2 専ら選挙運動	大分県選挙管理委員会告示第二十四号
のために使用する事務員 一日につき一万円	1 選挙運動のた	
に限る。)一人に対し支給することができる報酬の額	ることができる者に限る。	二 仮投票用封筒 豊後高田市選挙管理委員会の印
する者(公職選挙法第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給す	四 選挙運動に従事する者	一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印
(食事料を除く。) 一夜につき一万円	2 宿泊料(食事	大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
船賃及び車賃(それぞれ一の1、2及び3に掲げる額)	1 鉄道賃、船賃	平成二十九年五月十九日

公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、 大分県選挙管理委員会告示第三十一号 会の場所及び日時は、 大分県選挙管理委員会告示第三十号 の事務は、 大分県選挙管理委員会告示第二十九号 家畜商法 平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における選挙 平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における選挙 平成二十九年五月二十八日執行の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙における開票 豊後高田市役所高田庁舎 豊後高田市是永町三九番地三 日時 場所 日時 場所 平成二十九年五月十九日 平成二十九年五月十九日 平成二十九年五月十九日 選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。 豊後高田市是永町三九番地三 平成二十九年五月二十八日 豊後高田市是永町三九番地三 平成二十九年五月十九日 豊後高田市役所高田庁舎 豊後高田市役所高田庁舎 二階 コスモスホール (昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一 公公 次のとおりである。 大分県選挙管理委員会委員長 大分県選挙管理委員会委員長 大分県選挙管理委員会委員長 四階 大分県選挙管理委員会委員長 会議室四〇三 四階 会議室四〇三 午後五時三十分 午後八時三十分 告 項の規定により、 次のとおりである。 木 木 木 木 同法第三条第 俊 俊 俊 俊 廣 廣 廣 廣 八 四 七 六 Ŧi. 2 2 1 真を貼り付け、 わせること。 局農山漁村振興部(大分市府内町三丁目十番一号)に申し込むこと。 1 その他 (漁) 講習会修了証明書の交付 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 家畜の品種及び特徴 家畜の取引に関する法令 講習会について不明な事項がある場合は、最寄りの県振興局農山 県振興局に備付けの受講申請書に、講習手数料として三千三百円の大分県収入証紙と写 講習の方法 講習会の日時及び場所 講習の対象者 講習を修了した者には、講習会修了後一箇月以内に講習会修了証明書を交付する。 受講手続及び受付期間 家畜の取引の業務に関する必要な知識の修得 講習会の目的 家畜の取引の業務に従事するため、 平成二十九年五月十九日 家畜商講習会テキスト(当日、 場所 筆記用具 日時 村振興部に申し込むこと。ただし、県外に住所を有する者にあっては、 講 平成二十九年九月二十一日 大分市大手町三丁目一番一号 平成二十九年九月二十二日 なお、受付時間は、両日とも午前八時四十分から午前八時五十分までとする。 平成二十九年八月二十五日までに申請者の住所地を管轄する県振興局農山 習 内 容 会場であっせんする。) 家畜商の免許を受けようとする者 午前九時から午後五時十五分まで 午前八時五十分から午後五時まで 大分県庁舎本館八階八一会議室 大分県知事 講習時間 六四四 広 瀬 漁 村振興部に問合 勝 県中部振興

貞

測量法

(昭和一

一十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、

平成二十九年五月十九日

一項第一号に規定する家畜商講習会を次のとおり開催する。

次のとおり国土

 \equiv 開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。 交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨の通知があった。 交通省国土地理院長から基本測量の実施について通知があった。 測量法 里道 十六番及び六百十六番一の各地先水路並びに五百八十五番十五及び五百八十七番の各地先 都市計画法 開発区域の面積 作業の終了日 作業の地域 作業の期間 竹田市 作業の地域 許可を受けた者の住所及び名称・氏名 開発区域に含まれる地域の名称 平成二十九年五月十九日 大分市 平成二十九年五月十九日 作業の種類 由布市挾間町挾間字無田五百八十五番十五ほか十六筆並びに五百八十五番十五、五百八 基本測量(地理識別子整備業務) 作業の種類 基本測量(一等磁気測量 平成二十九年五月十九日 平成二十九年三月二十四日 平成二十九年五月八日から平成三十年三月三十一日まで 四〇〇・四二平方メートル (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第二項の規定により、 大分県知事 大分県知事 大分県知事 広 広 広 瀬 瀬 瀬 次のとおり国土 次の開発区域の 勝 勝 勝 貞 貞 貞 四 平成二十九年四月二十日 完了検査年月日 大分市大字駄原千四百三十四番地 株式会社トーア不動産 代表取締役 伊勢 英一